

個人住民税の年金からの特別徴収について

平成21年10月に支給される公的年金から、個人住民税（以下「住民税」といいます）を引き落とし（特別徴収）する制度が導入されました。

これは、公的年金を受給されている方の納税をしやすくして、市町村の事務の効率化も図るためのものです。

これまでに納付書や口座振替で納めていただいていた住民税は、年金から引き落とし（特別徴収）されるので、納期が「年2回」から「年6回」になり、1回あたりの負担額が軽減されます。

■ 対象者

4月1日において65歳以上の公的年金受給者で、その年度の住民税の納税義務がある方です。

ただし、次の方は特別徴収の対象となりません。

- ・介護保険料が年金から引き落としされていない方
- ・引き落としされる住民税額が、老齢基礎年金等の額を超える方 など

■ 年金から引き落としされる住民税額

年金所得に係る住民税額のみです。

給与所得や事業所得などにかかる住民税額は、これまでどおり直接納めていただく必要があります。

■ 対象となる年金

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金 など

※ 遺族年金、障がい年金は非課税年金のため対象となりません

■ 徴収方法

① 特別徴収が始まる年

～公的年金にかかる分の住民税が72,000円の場合～

徴収方法	普通徴収 (納付書または口座振替)	特別徴収 (年金から引き落とし)		
	徴収月	6月(第1期分)	10月	12月
納付額	年税額の2分の1	年税額の2分の1(36,000円)を年金支給回数(3回)で割った額		
	36,000円	12,000円	12,000円	12,000円

個人住民税の年金からの特別徴収について

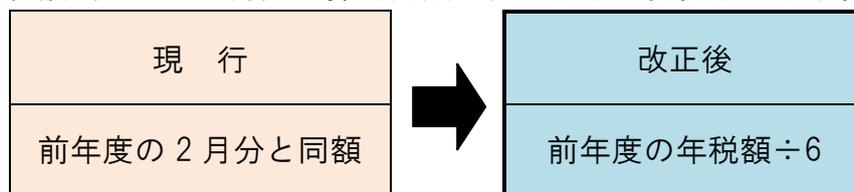
② 前年度に特別徴収されていた場合

～公的年金にかかる分の住民税が 75,000 円の場合～

徴収方法	特別徴収 (仮徴収)			特別徴収 (本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度の2月分と同額			年税額から仮徴収分を引いた残りを年金支給回数(3回)で割った額		
	12,000円	12,000円	12,000円	13,000円	13,000円	13,000円

※平成28年10月から特別徴収の算定方法が見直されます。

仮徴収額(4・6・8月)の算定方法が次のように変更されます。



現行の算定方法の場合は、一度、仮徴収額と本徴収額に不均衡が発生すると、いつまでも平準化しませんでした。改正後は不均衡が平準化されていきます。

～公的年金にかかる分の住民税が60,000円で平成30年度のみ36,000円の場合～

年度	年税額	現 行		改正後	
		仮徴収額 (4,6,8月)	本徴収額 (10,12,2月)	仮徴収額 (4,6,8月)	本徴収額 (10,12,2月)
29	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
30	36,000円	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
31	60,000円	2,000円	18,000円	6,000円	14,000円
32	60,000円	18,000円	2,000円	10,000円	10,000円
33	60,000円	2,000円	18,000円	10,000円	10,000円

※ 改正後は、32年度以降には仮徴収額と本徴収額が平準化される